

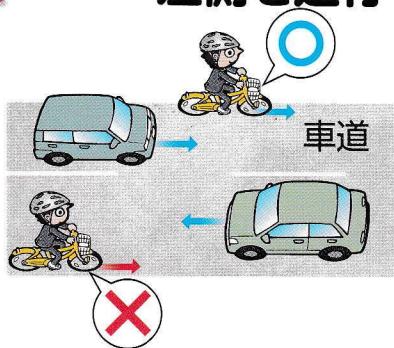
自転車は車のなかまです。 ルールを守って安全に運転しましょう。

自転車の基本的な
交通ルール

自転車安全利用五則

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

1 車道が原則、 左側を通行



歩道は例外、 歩行者を優先



13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者等が普通自転車を運転している場合や、歩道に普通自転車が歩道を通行してもよいことを示す標識や標示がある場合などは、普通自転車は歩道を通行できます。ただし歩行者のじゃまになるときは、一時停止しなければなりません。

2 交差点では 信号と 一時停止を 守って、 安全確認



3 夜間は ライトを 点灯



4 飲酒運転は 禁止

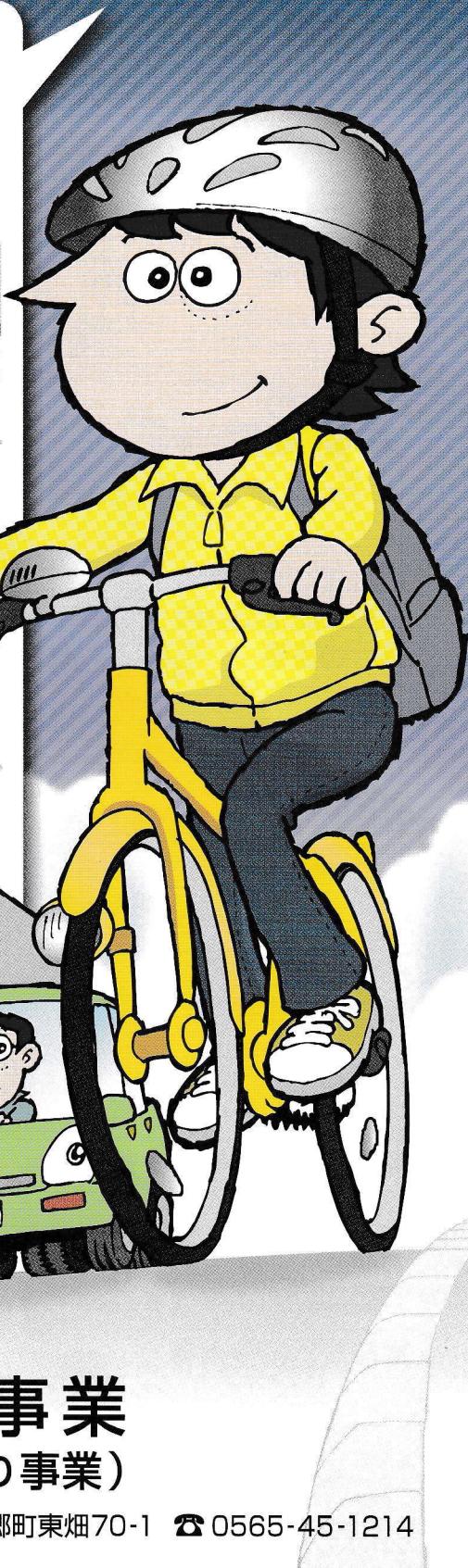


5 ヘルメットを着用



対人傷害等保険に加入しましょう

自転車が加害者となる交通事故が少なくありません。被害を受けた方に対する損害賠償は加害者の責任です。万が一の事故に備えて、TSマーク制度や各保険会社の対人傷害等保険に加入しましょう。



井郷地域課題解決事業
(安全で安心して歩けるまちづくり事業)

問合せ：井郷地域会議事務局 豊田市役所猿投支所 ☎ 470-0373 豊田市四郷町東畑70-1 ☎ 0565-45-1214

次のような
危険な行為で3年以内に2回以上摘発されると…
「自転車運転者講習」の受講が命じられます!

「自転車運転者講習」受講義務の対象となる **16の「自転車危険行為」**

信号無視



通行禁止道路(場所)
の通行



※警察署長の許可を得た場合は除きます。

歩行者用道路での
歩行者妨害



歩道通行や、
車道の右側通行等

※道路の右側に設けられた路側帯を通行する行為もこの違反になります。

路側帯での
歩行者の通行妨害



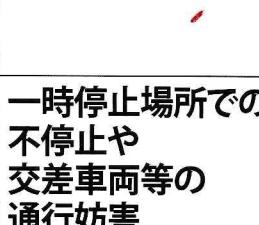
遮断踏切
への立ち入り



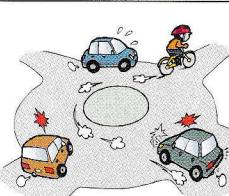
信号のない交差点等での
優先車両(左方車・優先道路車)
の通行妨害等



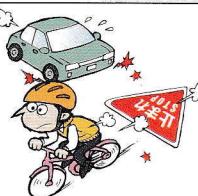
右折時における
直進車や左折車への
通行妨害



環状交差点での
安全進行
義務違反等



一時停止場所での
不停止や
交差車両等の
通行妨害



歩道での
歩行者妨害等



ブレーキが
不備・不良な
自転車の運転



酒気帯び運転等



安全運転義務違反



携帯電話の使用等



妨害運転

※他の車両等の通行を妨害する目的で、逆走して道をふさいだり、ベルを執拗に鳴らすなどの行為

※「交通の危険」を生じさせた場合や、携帯電話を「保持」して画面を注視するなどの行為。

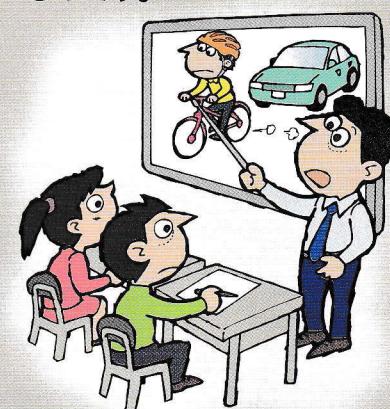
危険行為を
繰り返すと
講習！



自転車運転者講習の受講が命じられると…

1 3ヶ月以内の指定された期間に
講習を受けなければなりません。

2 講習は3時間で、
受講者(違反者)の特性に
応じた個別的指導を含む
ものです。



3 講習手数料は
6,150円(標準額)です。

4 命令に従わず、
講習を受けないと…
**5万円以下の罰金刑に
処せられます。**